

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する
意見書

昨今の漁業において、コストに占める燃油費の割合は極めて大きく、燃油価格の高騰によるコストの上昇は大きな痛手である。加えて構造的な魚価の低迷によって収入面においても厳しい状況となっており、漁業経営は深刻な状態に陥っている。

さらに、燃料として主に軽油を使用している沿岸漁業地域においては、零細漁業者が多く、軽油引取税の免税措置が廃止されると経営は一段と圧迫され、廃業にさえ追い込まれない。

消費者に対して国産水産物を安定供給し続けるためには、漁業者の経営安定が必要であり、そのためには軽油引取税の免税措置は不可欠な措置である。

よって、政府におかれては、軽油引取税の免税措置が継続して行われることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月30日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣